

店舗販売業許可申請書(新規)の 記載上の注意

令和8年5月改訂

- (1) 事前に施設の図面を持参し、保健所にご相談ください。施設基準等の事前確認を行います。
- (2) 保健所に提出する書類の写し(副本)が必要な場合、申請書類等は2部提出してください。

書 類		記 載 上 の 注 意
許可申請書 (手数料34,100円)		・店舗の構造設備の概要欄は「別紙のとおり」とし、平面図に概要を記載してください。 ・医薬品の販売又は授与を行う体制の概要欄は「別紙のとおり」とし、体制省令適合確認表を添付してください。また、勤務表を記載して添付してください。 ・法人の場合で薬事に関する業務に責任を有する役員が複数いる場合には該当する複数の役員氏名を記載してください。 ・相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載してください。 ・特定販売を行う場合は、裏面の書類等についても提出が必要です。 ・申請書の欠格条項欄は、該当する事実がなければ「なし」（法人で薬事に関する業務に責任を有する役員が複数いる場合には「全員なし」）と記載してください。
添 付 書 類	参考 様 式 使 用 可	(1) 店舗の管理者 (2) その他の薬剤師 又は登録販売者 (3) 取扱う医薬品の区分 (4) 兼営事業の種類
		・薬剤師名簿登録（販売従事登録）年月日は、最初に登録した年月日を記載してください。 （裏書きのある場合は、裏書きの年月日となります） ・過当たりの勤務時間数に変動がある場合には、週平均により算出してください。
		・取扱う医薬品（要指導医薬品、第一類医薬品及びその他の一般用医薬品）の区分等について記載してください。
		・申請する店舗において他の薬事関連業務の許可の取得又は管理医療機器等販売業・貸与業（下記※1も参照）を行う場合に記載します。 （例：「高度管理医療機器等販売業・貸与業」「毒物劇物一般販売業」「管理医療機器等販売業・貸与業」等） 該当がない場合は、「なし」と記載してください。
	1 平 面 図	・店舗の構造設備の概要（配置図）を記載し、要指導医薬品・第一類医薬品・指定第二类医薬品・指定濫用防止医薬品の陳列場所（情報は供設備までの距離）、及び情報は供設備を明示してください。 ・店舗面積を記載してください。
	2 体制省令適合確認表	・時間数等を記載してください。 ・なお、「特定販売のみを行う時間がある場合」は「体制省令適合確認表2」を使用してください。
	3 勤務表	・該当する箇所の記載をしてください。
	4 登記事項証明書 (申請者が法人の場合)	・法人の目的に「医薬品の販売」等に関する業務の記載が必要です。 ・6か月以内に発行されたものが有効です。
	5 申請者の診断書 (申請者が法第5条第3号へ該当する場合)	・申請者が法第5条第3号へ該当するときは、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付してください。※診断年月日から3か月以内のものが有効です。
	6 証 書 (使用関係を証明する書類)	・薬剤師又は登録販売者が申請者（法人の場合も含む）に雇用されていることを証明してください。
	7 資格証明書	・薬剤師：薬剤師免許証の写しを添付した上で、本証を持参してください。 ・登録販売者：販売従事登録証の写しを添付した上で、本証を持参してください。
	8 従事経験証明書等	・登録販売者が管理者となる場合には、「登録販売者を店舗の管理者とする場合の必要条件と添付書類について」に記載されている添付書類が必要です。

店舗販売業許可申請書(新規)の 記載上の注意

特定販売を行う場合に 必要な提出書類		記載上の注意
参 考 様 式 付 用 可 類	(1) 特定販売に使用する通信 手段	・ 特定販売で使用する通信手段について記載してください。 ・ 複数の通信手段を使用する場合は、その全てを記載してください。
	(2) 特定販売を行う医薬品 の区分	・ 特定販売で取り扱う医薬品について記載してください。
	(3) 要指導医薬品（特定要指 導医薬品を除く。）又は 指定濫用防止医薬品の特 定販売を行う際に使用す る映像及び音声の送受信 により相手の状態を相互 に認識しながら通話をす ることが可能な方法	・ 要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）又は指定濫用防止医薬品の特定販売を行う場合は、使用するビデオ通話システムに関し、オンライン服薬指導に係る情報の漏えい等の危険に関する事項が分かる資料を添付してください。
	(4) 広告に使用する名称	・ 店舗の正式名称と異なる場合に記載してください。 ・ 複数の名称を使用する場合は、その全てを記載してください。
	(5) 主たるホームページアド レス（インターネット販 売を行う場合）	・ 複数のホームページで広告を行う場合、その全てを記載してください。 ・ ホームページを閲覧するためにパスワード等が必要な場合は、当該パスワードを記載してください。 ・ ホームページを開設せず、アプリケーションソフト等を利用して特定販売を行う場合は、当該ソフトの入手方法等を含めた関係資料を提出してください。
	(6) 特定販売を行う時間	・ 特定販売を行う時間（日曜日を含む）について記載してください。
	(7) 特定販売のみを行う時間 がある場合、その時間	・ 特定販売のみを行う時間（日曜日を含む）について記載してください。 ・ 営業時間と開店時間が異なる場合、その時間を記載してください。 ・ 曜日によって特定販売のみを行う時間が異なる場合、その全てを記載してください。
	(8) 特定販売の監督に必要な 設備等の概要	・ 特定販売のみを行う時間がある場合には、特定販売を行う方法に応じて、以下に掲げる設備等のうちいずれかを整備し、記載してください。 ① インターネット環境で行う場合 ア 携帯電話（画像を送信できるものに限る） イ デジタルカメラ及び電子メール ウ テレビ電話 エ その他同等とみなせるもの ② 電話やカタログ等で行う場合 ア デジタルカメラ及び電子メール イ デジタルカメラ及びファクシミリ ウ 携帯電話（画像を送信できるものに限る） エ その他同等とみなせるもの
	主たるホームページ等の概要	・ ホームページで特定販売を行う場合、当該ホームページの法定記載事項（※）が掲載してあることが確認出来るページ及びメインページのイメージを印刷し、提出してください。 ・ 複数のホームページで特定販売を行う場合、その全ての当該ホームページの法定記載事項（※）が掲載してあることが確認出来るページ及びメインページのイメージを印刷し、提出してください。 ・ カタログ等を用いて特定販売を行う場合、その概要が分かる資料を提出してください。 ※（参考様式）特定販売に関する事項の裏面をご参照ください。